

●香川県告示第344号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、高松港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成20年8月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 高松港港湾隣接地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
高松市 (朝日2)	基点第1号から4度21分45秒に引いた線、基点第1号から基点第6号までを順次結んだ線、基点第6号から184度23分41秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点 朝日南（北緯34度21分07.4043秒、東経134度04分10.1961秒）から310度58分25秒、821.99メートル、高松市朝日新町1番1地先の1号の表示杭
第2号	基点第1号から94度39分08秒、12.07メートル、高松市朝日新町1番1の2号の表示杭
第3号	基点第2号から4度19分52秒、70.07メートル、高松市朝日新町1番1の3号の表示杭
第4号	基点第3号から94度19分45秒、126.72メートル、高松市朝日新町1番1の4号の表示杭
第5号	基点第4号から4度20分52秒、149.97メートル、高松市朝日新町1番1の5号の表示杭
第6号	基点第5号から274度16分04秒、28.72メートル、高松市朝日新町1番1の6号の表示杭